

令和6年7月8日
金融庁

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、令和5年12月8日（金曜）から令和6年1月15日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、当該内閣府令に関するコメントを5件いただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。

具体的な改正の内容については、別紙2～別紙5を御参照ください。

2. 公布・施行日

本件の内閣府令等は、本日公布されており、令和6年7月9日（火曜）から施行されます。

（別紙1）  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2）  [銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令](#)

（別紙3）  [経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)

（別紙4）  [労働金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)

（別紙5）  [農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令](#)


お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）
企画市場局総務課 信用制度参事官室（内線3572、3556）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディアアカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセスFSA
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 : 03-3506-6000